

2023年度 情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会 第2回会合 開催結果概要

- 日時: 2024年1月12日(金)14:00 ~ 16:00
- 場所: オンライン開催(Teams)
- 出席者(敬称略):
 - 座長:土居
 - 委員:秋山、歌代、垣内、佳山、北澤、木谷、栗田、小島、下村、新、鈴木、高木、高橋、谷川、中野、山崎
 - オブザーバ:METI 武尾課長、吉川課長補佐;SAJ 笹岡、戸島;JPCERT/CC 洞田、高橋、石川、木村、阿部;CSSC 村瀬
 - 事務局:IPA 小見山理事、高柳、菅野、寺田、渡辺、板橋、大久保、山下、唐亀
 - MRI 津國、江連、田中、山中、須賀

●主な論点:

1. 前回会合の確認

事務局から、資料 2-2 に基づき第 1 回会合の開催結果概要について説明した。

2. 製品開発者と調整する過程における3つの課題に関する調査について

事務局から、資料 2-3 に基づき製品開発者と調整する過程における3つの課題に関する調査について説明の後、委員、オブザーバから以下の意見を頂いた。

- ・ 課題 1:脆弱性の悪用を示す情報に関する情報の取扱い等に関する課題
 - 脆弱性悪用に関する情報を公表後に削除する可能性も考慮するべきではないか。一度公表した脆弱性悪用に関する情報について後から変更可能することを検討すべきではないか。
 - 本制度においては脆弱性悪用に関する情報を脆弱性の調整の過程において確認しており、これまでの運用を考えると、一度公開した脆弱性悪用に関する情報が公開後に覆るということは考えがたい。
 - 製品開発者による悪用の有無の確認は、JVN 公表後には実施されないことを周知いただきたい。
- ・ 課題 3:「製品開発者がすべての製品利用者に通知する場合」における取扱終了に関する課題
 - 「すべての製品利用者」について、製品の譲渡やライセンス・保守契約の終了なども発生し得るが、そのような場合も含まれるか否かを明確にすべきではないか。
 - 製品開発者が全てのライセンシーを把握していても、エンドユーザーを含めて不特定または多数のユーザがいる場合、パートナーシップの範囲内であると理解すべきではないか。
 - ケーススタディを行い、影響を受ける主体を細分化して検討することで、対象が明確になり、わかりやすいガイドラインになると考えられる。
 - 脆弱性のあるソフトウェア製品が、あるサービスの提供に利用されている場合、製品開発者とそのようなサービス提供企業の双方が脆弱性の対応に関与する可能性も考えられる。そのような多数の当事者がかかわることを考慮して検討すべきである。

3. 優先情報提供の内容拡充等に関する調査について

事務局から、資料 2-4 に基づき優先情報提供の内容拡充等に関する調査について説明の後、委員、オブザーバから以下の意見を頂いた。

- ・ 優先情報提供の窓口組織において、当該分野への情報展開や管理といった対応ができるか、十分に確認すべきである。
- ・ 情報のトレーサビリティ確保が重要である。意図しない情報の流れが生じた際の原因の特定にも繋がる。

4. パートナーシップの運用改善事項等の調査及びPガイドラインへの反映について

- ・ 事務局から、資料 2-5 に基づきパートナーシップの運用改善事項等の調査及びPガイドラインへの反映について説明し、改訂の方針に了承を得た。

5. スケジュールについて

事務局から、資料 2-6 に基づきスケジュールについて説明を行った。

以上